

千葉市公民館運営懇談会設置要綱

(目的)

第1条 指定管理者は公民館活動を支援するため、公民館運営懇談会（以下「懇談会」という。）を、各公民館に置く。

(活動内容)

第2条 懇談会は、館長の要請に応じ、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 地域の学習ニーズの把握等に関すること。
- (2) 各種事業の企画実施の協力に関すること。
- (3) 千葉市公民館設置管理条例（昭和44年千葉市条例第23号）第16条に規定する公民館運営審議会からの調査等に関すること。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、当該公民館の所管区域における学校教育及び社会教育の関係者並びに社会教育活動に熱意のある者の中から社会教育活動に深い理解のある者及び人格高潔で良識ある者を指定管理者が委嘱する。

- 2 懇談会は、委員10人以内をもって構成する。ただし、指定管理者が必要と認めたとときはこの限りでない。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員としての謝礼その他は支給しないものとする。
- 6 指定管理者は、次条で選出された役員を明記した委員名簿を生涯学習振興課に提出するものとする。

(役員)

第4条 懇談会に会長、副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は懇談会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要であると認めたとときに招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員の出席により成立する。

3 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、各公民館において処理する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。